

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申出について

安曇野市農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき優良農地として確保する必要がある土地を農用地区域に指定してあります。

この区域内の土地を農地以外に転用する場合は、計画を変更する必要があります。

農業振興地域整備計画の変更（農振除外）を希望される方は、下記により変更申出をしてください。

記

1. 受付期間 毎年 ① 5月20日～6月20日 ② 11月20日～12月20日

年2回の平日のみの受付となります。なお、受付の開始日が土、日曜日と重なった場合には、次の開庁日の月曜日から受付を開始し、受付の締切日が土、日曜日と重なった場合には、直前の開庁日の金曜日が締切日となります。このようなケースでは、変則的に受付期間が短くなりますのでご注意ください。

2. 受付場所 農林部農政課（2階 17番窓口）

3. 事前協議・事前確認

【事前協議】

* 安曇野市の適正な土地利用に関する条例（建築住宅課）

* 農地法（農業委員会事務局）

【事前確認】

* 多面的機能支払交付金について（耕地林務課）

* 中山間地域等直接支払交付金について（農政課）

事前に上記関係課等と必ず調整を済ませてください。

4. 申出要件 裏面「農業振興地域整備計画変更（農振除外）申出に係る留意事項について」を参照

5. 農振除外までの期間 締切日から概ね1年間（状況に応じ、期間に変動があります）

6. 申出書類 別紙「提出書類及び記載要領等」を参照

7. 問合せ先 農林部 農政課 農業政策担当（直通電話 0263-71-2427・FAX 0263-71-2507）

※ 農業振興地域整備計画の変更（農振除外）は農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を全て満たす必要があります。したがって、申出された案件が変更（除外）されるとは限りませんのでご承知置きください。また、委任を受けた代理人はその旨を申出者に伝えてください。

※ 申出された案件が、変更（除外）された後、農地転用や安曇野市の適正な土地利用に関する条例及び、開発行為申請等、必要な手続きを進めてください。

農業振興地域整備計画変更（農振除外）申出に係る留意事項について

安曇野市農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、長期的観点から農業を振興するための総合的な基本計画として定められたものです。特に、農業振興地域整備計画の変更（農振除外）は、農振法第13条第2項に定められている次の6要件のすべてを満たすときのみ行うことができます。したがって、申し出の全てが除外されるとは限りませんので土地選定は慎重にお願いします。

【農振除外6要件】※要件の代表的な判断基準です

① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

- 申出案件について十分な緊急性及び必要性があるか？
- 農用地区域以外に代替する土地がないか？

→位置選定経過を詳細に明記し、農用地区域（青地）以外の土地での事業実施の可否が判断できる書類を添付していただきます。

注）「土地所有者の承諾を得ている」「土地が安価である」などの理由は適当ではありません。

② 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じないか？
- 農用地利用の集積および農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じないか？

→農振除外の前に「地域計画」の区域からの除外が必要となります。

③ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 周辺農用地の営農環境への支障が軽微か？
- 農地の集団性を損なうものではないか？
- 土地利用上の混在が生じないか？

④ 農業の担い手等に対する、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 大規模な除外により、安定的な営農に支障がないか？
- 経営する農用地の集団化に支障がないか？

⑤ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 農業用排水施設の分断や排水の阻害などのおそれがないか？

⑥ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過している土地であること。

- 事業の実施中または事業実施完了後8年未満ではないか？

※事業には、ほ場整備の他にかんがい排水事業等の水路整備も含まれます。

【その他留意すべき事項】

1. 「農地法」に基づく農地転用、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」「都市計画法」に基づく開発行為の許可等、他法令に基づく許認可等が得られる見込みが必要です。
2. 一筆のうち一部面積を除外する場合、転用後の登記面積が小数点以下であっても除外申出面積を超過することは出来ません。
3. 農振除外後、当該事業が5年以内に達成されない時は、農振農用地へ再編入します。